

第1回「宮川プロジェクト会議」 事項書

(水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決の
ためのプロジェクト会議)

平成19年12月20日(木)
13:30～
議事堂 6階 603会議室

1 開会

2 事項

(1) 役員を選出について

(2) 今後の進め方について

(3) その他

「宮川プロジェクト会議」委員名簿

平成19年12月7日

会 派 名	委 員 名
新政みえ	笹 井 健 司 稲 垣 昭 義 大 野 秀 郎 中 村 進 一
自民・無所属議員団	青 木 謙 順 野 田 勇 喜 雄 西 場 信 行
未 来 塾	藤 田 正 美
日本共産党三重県議団	真 弓 俊 郎
自民党青雲会県議団	森 本 繁 史
公 明 党	今 井 智 広

※委員数：11名

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のための
プロジェクト会議（宮川プロジェクト会議） 運営要綱

（趣旨）

第1条 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のため、三重県議会基本条例（平成18年12月三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された『水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議（以下「宮川プロジェクト会議」という。）』の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

（所掌事項）

第2条 宮川プロジェクト会議は、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に関する事項を調査・検討するものとする。

（会議の組織）

第3条 宮川プロジェクト会議は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、県議会議員のうちから県議会議長が指名する。

（任期）

第4条 委員の任期は、調査・検討の終了までの間とする。

（座長及び副座長）

第5条 宮川プロジェクト会議に、座長1人及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、宮川プロジェクト会議の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 宮川プロジェクト会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、宮川プロジェクト会議への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

(庶務)

第7条 宮川プロジェクト会議の庶務は、県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮川プロジェクト会議に関し必要な事項は、条例第14条第2項の規定により県議会議長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月7日から施行する。